（調整課の所掌事務）

第五百六十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の指導その他漁業調整に関すること（漁業監督課並びに漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（資源課の所掌事務）

第五百七十条　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関すること。

三　水産資源の保護に関すること。

四　（略）

五　瀬戸内海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに瀬戸内海の水産に関する調査に関すること。

（削る）

（漁業監督課の所掌事務）

第五百七十一条　漁業監督課は、漁業の取締りその他漁業の監督に関する事務（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

第五百七十三条　資源管理推進官は、命を受けて、第五百五十四条の事務をつかさどる。

（総務課の所掌事務）

第五百七十六条　総務課は、第五百六十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

1～4　（略）

（地方農政局の経営・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例）

5　当分の間、第百六十四条第二十二号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第百九十二条第三号並びに第百九十七条第三項及び第五項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」とする。

（設置期間の特例）

（削る）

（調整課の所掌事務）

第五百六十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（資源課の所掌事務）

第五百七十条　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（調整課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　沿岸漁業の振興の指導に関すること。

三　水産資源の保護に関すること（資源保護管理指導官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（新設）

（指導課の所掌事務）

第五百七十一条　指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁場の保全の指導に関すること。

二　瀬戸内海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに瀬戸内海の水産に関する調査に関すること。

（新設）

（資源保護管理指導官の職務）

第五百七十三条　資源保護管理指導官は、資源管理型漁業の推進及び野生水産動植物の保護に関する専門技術上の事項に関する調査、連絡調整及び指導に関する事務をつかさどる。

第五百七十三条の二　資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

（総務課の所掌事務）

第五百七十六条　総務課は、第五百五十一条各号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

1～4　（略）

（地方農政局の経営・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例）

5　当分の間、第百六十四条第二十二号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第百九十三条第三号並びに第百九十八条第二項及び第四項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」とする。

（設置期間の特例）

6　第四十八条第一項の経営専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち二人及び第五百三十四条第一項の輸出証明指導官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。